

## 普通自動車運転免許等取得費用補助金の給付願

私は、本書下段の条件・内容を承認のうえ、普通自動車運転免許等の取得費用補助金を受給したく必要書類を添えて申し込みたいとします。なお虚偽の申請その他の不正手段により給付を受けたときは、当該取得費用補助金については返還することをお約束します。

■太枠内すべてにご記入ください。

				<b>申 込 日： 令 和   年   月   日</b>	
<b>奨学生</b>	フリガナ		Ⓜ	奨学生番号	
	氏名 (自署)			自宅電話	
	住所			携帯電話	
<b>保護者</b>	フリガナ		Ⓜ	奨学生との続柄	
	氏名 (自署)			自宅電話	
	住所			携帯電話	

<b>公安委員会指定 の自動車教習所</b>	自動車教習所名	
	所在地	
	電話番号	

<b>教習費用 (税込)</b>	支払日	費用項目	支払額 (円)	支払日	費用項目	支払額 (円)
	R 年 月 日			R 年 月 日		
	R 年 月 日			R 年 月 日		
	R 年 月 日			R 年 月 日		
	R 年 月 日			R 年 月 日		
	R 年 月 日			R 年 月 日		
						<b>支払額合計</b>

※領収書に記載された費用額を記入。足りない場合は裏面に記入。

(育英会使用欄)  
給付額計算

<b>添付書類【必須】</b>	① 自動車教習所の卒業証明書の写し ② 自動車教習所に支払った教習費用の領収書 (複数枚の添付可)
-----------------	--

### 《普通自動車運転免許等取得費用補助の条件・内容》

- 受給資格・対象者** : 交通遺児育英会の奨学生で、都道府県公安委員会指定の自動車教習所に入所し、卒業検定に合格のうえ卒業証明書が発行された者。ただし当会奨学生になる前に自動車教習所に入所した場合、自動車教習所の卒業日時点で奨学金が停止中・休止中のとき、または奨学金廃止後6か月以内に自動車教習所を卒業しなかった場合は、補助金受給の対象外。
- 補助対象の運転免許と補助額** : 補助額は、第2種免許を除く「普通自動車運転免許」または「準中型自動車運転免許」を取得するために自動車教習所に支払った教習費用合計額の半額(税込)を給付。ただし上限を150,000円とします。
- 申請の締切と給付日** : 補助金は、毎月月末に締め、申請書類を確認後、翌月15日(当日が休業日の時は翌営業日)に、奨学金の振込口座に送金します。補助金の振込通知はしませんので、口座残高をご確認ください。

<b>【育英会使用欄】</b>	受付
-----------------	----